

令和6年度県政広報手話テレビ番組制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

県政に対する県民の理解や関心を深めるとともに、聴覚障害の方が必要な情報を入手できるよう、県政のニュースや生活情報などを手話や字幕を使用してわかりやすく紹介するテレビ番組制作を行う。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度県政広報手話テレビ番組制作業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「令和6年度県政広報テレビ番組制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 支出予定額

5,830,000円（消費税および地方消費税を含む）

4. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次の種目で登録されている者であること。

大分類：役務 中分類：映像・音声情報製作 小分類：テレビ番組製作

なお、新たに競争入札参加者名簿への登録を受けようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4314

5. 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、説明会を実施しないため、以下の方法により受付および回答を行うこととします。その他の方法による質問には回答しないため注意すること。

(1) 質問方法

別添の「質問票」により電子メールで、「9. 提出について」に示す場所に提出すること。
電子メールの表題は「【令和6年度県政広報手話テレビ番組制作業務質問：事業者名〇〇】」
と記載すること。電子メールを送付後、広報課へ電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和6年3月4日（月）正午まで（必着）

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、令和6年3月6日（水）15時を目指に、以下の県
ホームページに掲載します。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/tvshiga/>

6. 企画提案にかかる提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成し提出してください。
提案は、1者につき1案とします。

提出書類	部数
(1) 企画提案書 ア 企画提案書の形式は、A4 サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。 イ 企画提案書は表紙を除き、記載項目内容を含めて10 ページ以内とする。 ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分 かりやすく表現すること。 エ 企画提案書は次の内容を記載すること。 ・ 企画内容の骨子 ・ 番組内容・構成がわかる絵コンテのラフ案（ラフ案に加えて番組内容がわ かる動画の提出も認める。その際の形式は、DVD-R または BD-R に保存し た Windows Media Player で再生できるもの1部とする。） ・ 番組で取り上げる県政ニュースおよび生活情報の具体例 ・ 制作から成果物納品までのスケジュール ・ 業務全体の責任者および主担当者、制作スタッフ、手話通訳者など、業務 従事者の実施体制（所属団体名、氏名、役職、担当業務および役割を記載 すること） ・ 聴覚障害者向けにわかりやすく情報を届けるための独自の取組	6部 (社名入 り1部+社 名なし6 部)
(2) 見積書 ・ 取材経費（交通費、インタビュー等にかかる経費〔謝礼等を含む〕）、人件費 (手話通訳士、カメラマンおよびナレーターの起用にかかる経費)、収録および 編集経費（映像撮影費、CG制作、音楽使用料、スタジオ使用費）、成果物の納 品にかかる経費など全ての経費を算出し、1回あたりの経費がわかるように記 載してください。 ・ 消費税の税率（消費税率および地方消費税率の合計）は、10%としてください。	正本1部
(3) 制作実績に係る関係書類	6部

<ul style="list-style-type: none"> 手話に関するテレビ番組または動画の制作実績について、その内容（業務概要、契約相手方、契約期間、税抜契約金額）を一覧として記載するとともに、その際の成果物がわかる写真資料を添付すること。 	
<p>(4) 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募型プロポーザル参加申込書（様式1） 会社等概要書（様式2） 	6部
<p>(5) 「社会政策面での取組」に係る関係書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し。 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し。 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し。 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であっても障害者を雇用している場合には、申立書の写し。 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し。 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。 「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。 「環境マネジメントシステム」のうち、次の①～④のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人工コステージ協会の実施するエコステージの認証 	写し1部 (申立書のみ正本 1部)

7. 審査

(1) 審査概要

当課が設置する審査会において、提出された企画案の審査を行います。

(2) 審査会

当課および関係課の委員（3名）をもって設置します。

(3) 審査基準

評価項目	着 眼 点	評価点
1. 企画力	企画内容が適確で受け手に届く内容か	24点
2. 実施体制	適切な業務遂行体制か	10点
3. 制作実績	本案件と類似する業務の受託実績は十分あるか	8点
4. 聴覚障害への配慮	聴覚障害の方が視聴しやすくなる工夫があるか	42点
5. 経済性	見積価格は適正であるか	10点
6. 社会政策面の取り組み	①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 ② 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。 ③ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 <ul style="list-style-type: none">・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 ④「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。 ⑤ 環境マネジメントシステムの認証を受けているか	1点 1点 1点 1点
7. 県内に本店を有する事業者か。		1点
総合計		100点

(4) 審査会の日時

令和6年3月18日（月）予定

8. 契約予定者の決定方法

審査会で審査基準に基づき審査を行い、総合の評価点が最も高い者を本業務の契約予定者とします。ただし、評価点の合計が60点以上の者に限ります。

審査結果は、参加者全員に書面により通知します。

契約予定者は、広報課と協議の上、正式な見積書を提出してください。提出された見積書に記載された見積金額が予定価格の範囲内であれば、1年間（20回）の広報手話テレビ番組制作業務委託契約を締結します。

9. 提出について

- (1) 提出期限：令和6年3月13日（水）15時まで（必着）
(2) 提出先：滋賀県知事公室広報課 広報係（担当：成宮）
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3041 E-mail：koho@pref.shiga.lg.jp

(3) 提出方法

- ・ 「(2) 提出先」に示す場所へ持参または簡易書留郵便により提出すること
- ・ 持参の場合は、土日祝日を除いた各日9時から17時までに提出すること。ただし、提出期限日は9時から15時までとします。
- ・ 提出期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とします。

10. 採用後の予定

令和6年度広報テレビ番組の初回放送分は、4月16日（火）までに県が指定する事業者に納品することとし、それまでに必要な修正を校了まで行ってください。

11. その他

- (1) プロポーザルの参加にかかる経費は、参加者の負担とします。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止します。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めません。
- (4) 提出いただいた提案書および添付書類等は返却しません。
- (5) 本プロポーザルは提案者の企画力等で判断するために行うものであり、委託内容等について再度調整を行います。提案内容は契約締結時に修正・変更が加えられる場合があります。